

愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領 新旧対照表

【新】	【旧】
<p>第1条 略</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 工事等における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事等を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格 <u>3億円未満</u>の競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 工事等における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事等を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格 <u>2億円未満</u>の競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第3条～第10条 略</p>